

食品宅配業に携わる個人事業主
についての一考察
—労働問題に焦点を当てて—

A Study to the solo
proprietorships like food home
delivery service; focus on labor
problem

1. 論文タイトル：

食品宅配業に携わる個人事業主についての一考察
ー労働問題に焦点を当ててー

2. 論文タイトル（英語）：

A Study to the solo proprietorships like food home
delivery service; focus on labor problem

3. キーワード：

新型コロナウイルス感染症
デリバリー
個人事業主
保証制度

4. 日本語論文要旨（500文字以内）

「研究目的」「研究方法」「研究成果」について明記すること。また、「独自性」についても言及すること。

5. 英語論文要旨 (200word 程度)

「研究目的 (Purpose)」 「研究方法 (Methodology)」 「研究成果 (Findings)」 について明記すること。また、「独自性 (Originality)」 についても言及すること。

【目次】

第1章 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う デリバリー需要の拡大

第2章 様々な食品配達員の雇用状況

第1節 デリバリーサービスの種類とそれぞれの雇用形態

第2節 個人事業主で働く配達員

第3章 個人事業主の保証制度

第1節 現在の保証制度と問題点

第2節 過去の事例

第4章 アンケート調査

第5章 総括

参考文献・データ出典

- ・ MMD 研究所（2020 年 7 月 20 日）2021 年 10 月 3 日最終確認

https://mmdlabo.jp/investigation/detail_1871.html

- ・ 教育と ICT on-line 第 54 回 新型コロナ禍で伸びるフードデリバリー需要
（2020 年 10 月 26 日）2021 年 10 月 3 日最終確認

<https://project.nikkeibp.co.jp/pc/atcl/19/08/28/00031/102000060/>

- ・ PRTIMES コロナ禍の「デリバリーサービス需要」など、同じ消費行動でも
価値観により差異が見えた定量調査の結果

（2021 年 7 月 15 日）2021 年 10 月 3 日最終確認

<https://prt-times.jp/main/html/rd/p/000000053.000045892.html>

- ・ NEC プラットフォームズ

さらに拡大を続けるフードデリバリーサービス。始める際のポイントは？

（2021 年 5 月 28 日）2021 年 10 月 3 日最終確認

<https://www.necplatforms.co.jp/solution/food/column/column24.html>

- ・ NIRA オピニオンペーパー

「フリーワーカー」に対する法政策はどうあるべきか

（2019 年 3 月）2021 年 10 月 3 日最終確認

file:///C:/Users/takah/Downloads/44_44.pdf

- ・ 「働き方改革」と個人事業主化 伍賀一道著 2021 年 10 月 3 日最終確認

file:///C:/Users/takah/Downloads/10_1.pdf

- ・ 地域経済学研究 第 37 号 2019 年

「働き方改革」と地域経済 ―共通論題討論― 2021 年 10 月 3 日最終確認

file:///C:/Users/takah/Downloads/37_69.pdf

- ・ 雇用の境界 森建資著 2021 年 10 月 3 日最終確認

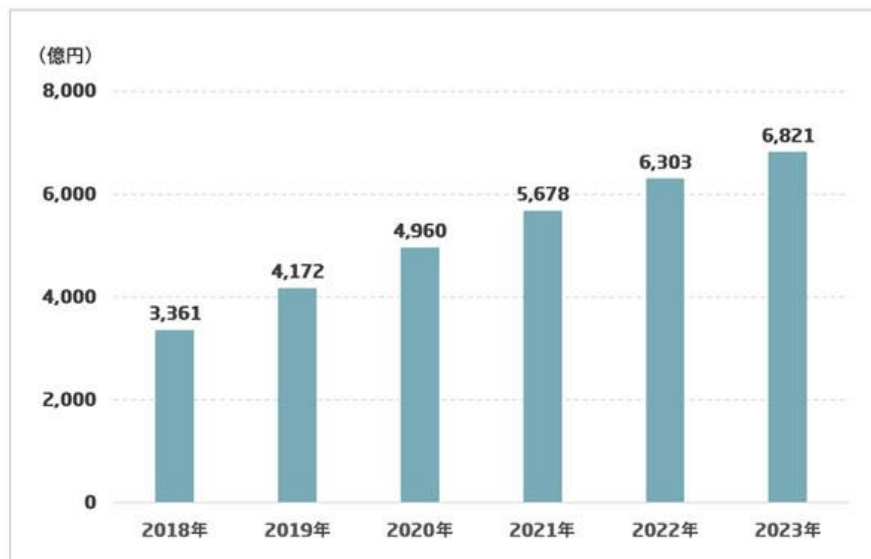
file:///C:/Users/takah/Downloads/3_KJ00008118611.pdf

第1章 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う デリバリー需要の拡大

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019年12月初旬に、中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、わずか数カ月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となった。わが国においては、2020年1月15日に最初の感染者が確認され、2021年9月28日時点までで全国で170万人が感染、17,574人が死亡し、政府が感染拡大防止や隔離・社会的距離確保の対策などに勤しんでいる。

このような稀に見る危機により、厚生労働省は日本国民に対し新たな生活様式を要した。マスクを着用する、身体距離を確保するなど、ひとりひとりの基本的な感染防止対策に加え、日常生活における各場面別の生活様式などを公開した。その中で、『通販を利用する』『持ち帰りや出前、デリバリーを使用する』という新しい生活様式があり、実際にMMD研究所が2020年7月に発表した、スマートフォンを所有する18歳から49歳の東京、神奈川、千葉、埼玉に住む男女1,144名を対象にした「2020年インターネットでのフードデリバリーサービスに関する調査」によると、前年度ではフードデリバリーを利用したことがある人が29.9%であったものが、今回は46.4%に増加したことがわかった。また、緊急事態宣言発令後の飲食店のデリバリー・テイクアウトの利用は84.9%であったことから、コロナ禍におけるフードデリバリーやテイクアウトの需要が急激に高まっているとすることができる。

また、株式会社ICT総研の推計によると、インターネット注文によるフードデリバリーサービス市場は、2018年は3631億円であったが、2019年には4172億円へと拡大し、さらに新型コロナウイルス感染拡大の影響が及び始めた2020年には4960億円へと急成長している。2021年もコロナ禍でのサービス利用増加により5678億円まで成長すると見られ、2023年には6821億円まで拡大すると予測されている¹⁾。



フードデリバリーサービス市場 需要予測

(ICT 総研による市場規模推計)

そこで、私たちは、急速に拡大しているフードデリバリー市場に注目した。フードデリバリーには、チェーン店など独自のデリバリーシステムを持つ直営店、配達だけを請け負う「Uber Eats」や、加盟店のデリバリーを行う「出前館」などがある。

本研究では、第二章でデリバリーサービスの種類とそれぞれの雇用形態、そしてその中から「Uber Eats」などの雇用形態である個人事業主として働く配達員の雇用状況を述べ、第三章では個人事業主がどのような保証制度のもとで雇われているのか、過去にどのような事例があったのかを述べる。第四章では、Google フォームで作成したアンケート調査という手法により、年齢や性別、職業、所得、そして個人事業主にどのような印象を持っているのか、保証制度についてどう思うかということに関して、男女〇〇人に対して調査を行った。そして総括の部分では、アンケート結果に基づいて、まとめるを行う。

第2章 様々な食品配達員の雇用状況

第1節 デリバリーサービスの種類とその雇用形態

ここでは、主にフードデリバリーサービスを取り上げる。デリバリーサービスの雇用形態はアルバイトと業務委託配達員の2つに分けることができる。アルバイト契約は、店舗と直接契約を結ぶピザデリバリーの配達員が代表例だ。そして、業務委託配達員は Uber Eats や出前館などが代表例として挙げられる。業務委託とは、雇用関係のない企業から仕事を委託され特定の業務を行うことで、アルバイトや会社員が受け取る給料とは異なり、報酬が支払われる働き方のこと。報酬は時給ではなく歩合制である。また、雇用主がいない点、指揮命令が不可な点、勤務時間の制約がない点が特徴としてある。ここで言う業務委託配達員は個人事業主として扱われる。

	業務委託	会社員	派遣社員
契約形態	業務委託契約	雇用契約	雇用契約
雇用主	なし	就業先	派遣会社（派遣元）
提供するもの	業務の遂行 成果物	労働力	労働力
指揮命令	不可	可	可（派遣先）
勤務時間	制約なし	制約あり	制約あり
賃金	報酬	給与	給与

<https://bizspa.jp/post-394455/>

第2節 個人事業主とは

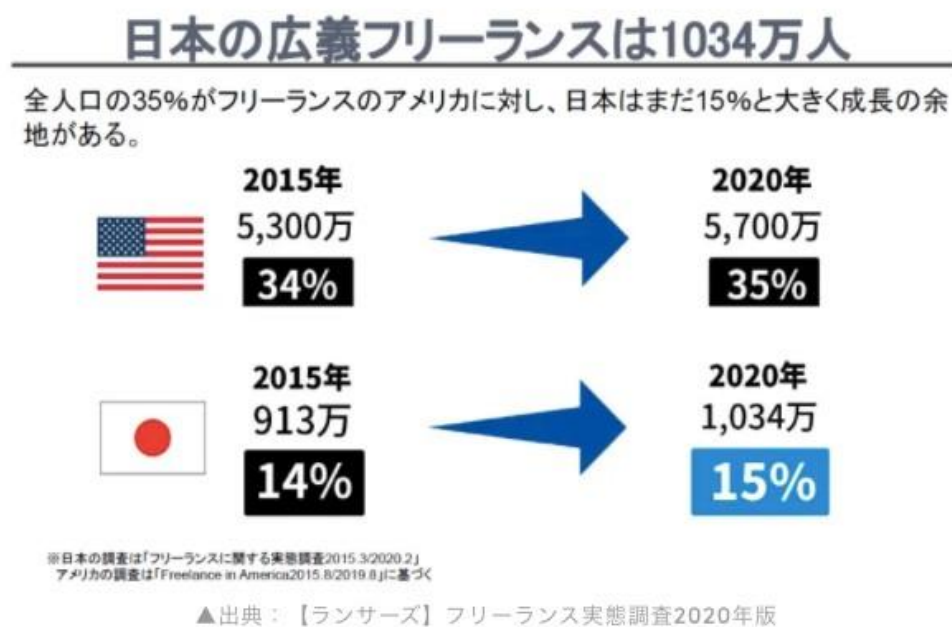
前節で Uber Eats や出前館の配達員は個人事業主であると述べたが、ここで

は個人事業主とは何かという点について見ていく。

個人事業主は、株式会社等の法人を設立せずに自ら事業を行っている個人のことを指し、個人事業者や自営業者ともいう。つまり、株式会社のような法人でもなく、アルバイトのように会社に雇われているわけでもない人のことである。フードデリバリー以外にも広義の個人事業主の代表例として挙げられるのは、飲食店、配達員、美容院・理髪店、WEBデザイナー等だ。

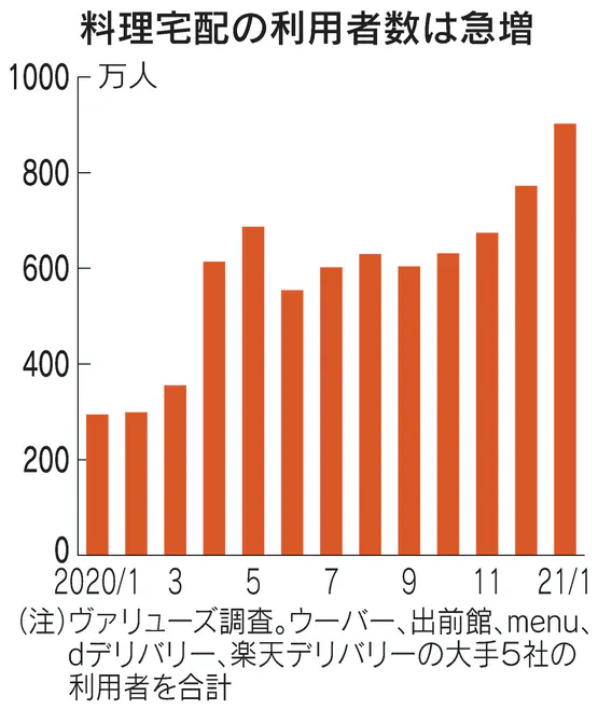
日本における個人事業主は、2020年において国民の15%にあたる1034万人いる。

このデータは5年前と比較すると、121万人増加している。要するに、働き方が多様化していく中で、今後も大きく成長の余地があると考えられる領域である。



また、新型コロナウイルス下で利用が急増する宅配ビジネスは、外食の業態に変化をもたらし、雇用の受け皿になる可能性がある。「ウーバー、料理宅配を全国拡大 外食の業態転換加速も」（日本経済新聞 2021年3月2日）によると、個人事業主という契約形態のフードデリバリー・サービスを展開する Uber Eats Japan は 2021 年中にもサービス地域を全国に広げ、約 10 万人いる配達

員も倍の20万人に倍増する見通しとしている。



第3節 個人事業主として働くことのメリット・デメリット

労働者と 個人事業主の違い (一部例)	労働者	個人事業主
最低賃金	ある	ない
時間外割増	ある	ない
有給休暇	ある	ない
労働時間制限	ある	ない
解雇への保護	ある	ない (契約解除は契約による)

<https://bizspa.jp/post-394455/>

個人事業主は、会社員やアルバイトとは雇用形態が異なるため、その違いから生じるメリットとデメリットが存在する。

メリットとして挙げられるのは、労働時間制限がないことで働き方が個人の自由であること。そして、労働力の対価として給与が支払われる会社員やアルバイトに対して、成果物への報酬として賃金が支払われるため、個人の能力次第で収入増が見込めることである。つまり好きな場所・時間に自由に働くことができ、賃金も変動するという特徴がある。一方で、個人事業主であることのデメリットとしては、能力次第で増収が見込める点のトレードオフで、収入が不安定なことがある。また、大きく異なるのは福利厚生的一面である。個人事業主の社会保険料は自己負担であり、何らかの理由で減収、又は働けなくなった場合の保証制度が不十分であると言える。

第3章 個人事業主の保証制度

第1節 現在の保証制度と問題点

ここからは、第2章で述べた、個人事業主として働くことのデメリットの中でも、「保証制度が不十分である」という点に焦点を当てて考察していく。

まず、個人事業主の保証制度は、どのように不十分なのか確認する必要がある。そのために、ここでは Uber Eats の配達員の保証内容を例に挙げる。Uber Eats の配達員は、ドライバー登録時に自動的に三井住友海上が提供する「対人・対物賠償責任保険」に加入している。この保険は、配達中に限り上限一億円で、歩行者にぶつかって怪我を負わせてしまった場合や、商品の受け渡し時に料理をこぼして注文者にやけどを負わせてしまった場合、注文者の自宅や第三者の車両に損害を与えてしまった場合に適用される。この内容を一見すると、Uber Eats の配達員は手厚い保証を受けているように感じるかもしれない。保険が適

用されるケースだけを見ると、確かにそのように考える人も少なくないだろう。では、どこが不十分であるのだろうか。それは、この保険が「配達中に限り適用される」という点だ。つまり、配達中でない時間は保険の適用外であるということだ。基本的に **Uber Eats** の配達員は、駅周辺の飲食店で商品を受け取り、その受け取った商品を駅周辺ではないどこかへ配達し、その配達を終えると、注文が入りやすい駅周辺へと戻ってくる。また、比較的注文数が少ない時間帯は、配達リクエストを求めに一つや二つ隣の駅周辺に移動するケースも少なからず存在する。これを踏まえて考えると、地域にもよるが、配達中以外の時間は配達中の時間とほとんど同等、もしくは長いこともある。そのため、配達員に保険が適用されるのが配達中のみというのは、非常に危険であるのだ。

第2節 過去の事例

本節では、保証制度が甘かったが故に実際に起きてしまった事例を取り上げる。2018年6月2日に大阪市北区で発生した事故でのことだ。大阪市内の会社役員の女性(66)が、配達中でない **Uber Eats** 配達員の自転車に追突され、首や腰の怪我を負った。被害者の女性は、配達員と **Uber Japan** 株式会社に対して計約250万円の損害賠償を求め訴訟を起こし、その中で配達員は **Uber Japan** 株式会社の事実上の指揮監督関係にあるとして、配達員に加え同社にも事故の責任があると主張した。それに対して **Uber Japan** 株式会社は、配達員は個人事業主であり、直接的な雇用関係は存在しないと主張し、この訴訟内容に争う姿勢を示したのだ。その結果、同年9月、配達員は過失傷害罪で起訴され、罰金5万円の命令を受けることとなった。

次に、視野を少し広げて食品宅配業以外に携わる個人事業主の事例も取り上げたい。ここでは、佐川急便から配送業務を請け負っていた大阪市の男性(51)の例を取り上げる。この男性は、個人事業主として、佐川急便と業務委託契約を結んでいて、月平均151時間にも及ぶ時間外労働をしており、2009年に脳内出血で死亡した。男性の遺族は、長時間労働が原因だとして、約4500万円

の損害賠償を求めたが、佐川急便側は「男性と直接的な雇用関係はなく、安全配慮義務は負わない」と主張した。

本節では、二つの事例を取り上げたが、その他にもこれと似た事例は数多く存在する。個人事業主として働く労働人口が上昇傾向にある今日、保証制度を再検討する必要があるのではないだろうか。

ⁱ ICT 総研、「2021 年 フードデリバリーサービス利用動向調査」結果を
発表：日本経済新聞（nikkei.com）

第4章 アンケート調査

第5章 総括